

## パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

#### b IT実装支援

整備業務のデジタル化を推進し、顧客管理・作業指示・請求業務などを一元管理できるソフトウェアを導入・運用しています。今後は協力事業者へのツール導入支援や、業務効率化に関するノウハウ提供を通じて、整備業界全体のITリテラシー向上に貢献していきます。

#### d グリーン化の取組

環境負荷低減に向けた取り組みとして、整備工場内の省エネ設備導入や廃油の適切な処理、リサイクル部品の積極的な使用を推進しています。今後も脱炭素社会の実現に向けて、サステナブルな整備体制を構築していきます。

### （個別項目）

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ③ 手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

#### ④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないようにし、事業再開時には、できる限り取引関係の継続に配慮します。

### その他（任意記載）

- ・当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- ・整備業務における協力工場との連携を深めることで、設備・知識・技術の共有と改善を進め、業界全体のサービス品質の向上に貢献します。
- ・「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、将来的な対応も検討してまいります。

2025年07月10日  
株式会社スタイマー  
代表取締役 佐藤 健太郎